告示

○関東地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
市川市鬼高三丁目七六一番一から同市鬼高三丁目七六一番三まで	敷地の幅員　一一・二五～一三・五〇メートル	敷地の幅員　一九・二五～一六〇・三七メートル 延長　〇・〇八三キロメートル 一六七・二六～一六七・二六　〇・〇八三

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市鬼高三丁目七六一番一地先から同市鬼高三丁目七六一番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月十五日

○関東地方整備局告示第十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月十五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

別表に次のように加える。

二十七	NIC確認検査株式会社	東京都千代田区三崎町二丁目20番7号	省令第十五条第一号から第六号まで及び第九号から第十四号までに掲げる区分	埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）及び神奈川県の全域	東京都千代田区三崎町二丁目20番7号	平成二十六年十二月十九日	指定した日から五年間

○関東地方整備局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月十五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第八百五十六号小山栃木都市計画下水道事業渡良瀬川下流流域下水道（大岩藤処理区）

三　事業施行期間　自昭和六十三年三月十九日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月十五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十四年建設省告示第二百十九号大田原都市計画及び那須塩原都市計画下水道事業（北那須流域下水道）

三　事業施行期間　自昭和五十四年二月二十二日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十五日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
富山県下新川郡入善町古黒部字道上二四八七番一から同町古黒部三〇九三番まで	敷地の幅員　一五・四八～三二・二〇メートル	敷地の幅員　一五・四八～三七・二九メートル 延長　〇・二四二キロメートル 〇・二四二

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十五日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	富山県下新川郡入善町古黒部三三八八番から同町古黒部字道上二〇二七番一まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月十五日

○北陸地方整備局告示第四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十五日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	富山県下新川郡入善町上野二六〇三番二から同町上野一五七二番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月十五日